

- ク 地域の健全育成ネットワークを有効活用しながら児童の健全育成を図るとともに、保護者の参加の下、家庭・学校の連携による非行・犯罪被害防止のためのセーフティ教室を実施する。
 - ケ 全ての児童に対して学部の教員が協力し組織的に指導を行う。
 - コ 「防災ノート～災害と安全～」の活用、ヘルプマーク、ヘルプカードの活用など安全・安心に関する指導を進める。
- (3) 進路指導の重点
- ア キャリア教育の全体計画に基づき、学級の進路指導計画を作成する。この計画に沿って指導を進め、児童の基本的な生活習慣の育成を図るとともに、長所を伸ばし、生活技能を高めるようにする。
 - イ 興味・関心の幅を広げ、自信をもってできることを増やす。
 - ウ 第5、第6学年は、「進路学習」として、保護者とともに中学部、高等部見学を計画的に実施し、進路について具体的に知ることができるようにする。
 - エ 第5、第6学年は、就業体験を実施する。身近な商店、先輩が働いている職場などの見学等を通し、仕事について具体的に知ることができるようにする。

3 教育目標達成のための特色ある教育活動・その他の配慮事項等

(1) 特色ある教育活動

- ア 決定学級の指導の中で朝学習・読書・運動タイムを設け、児童一人一人の課題に応じた基礎学力の定着、本に親しむ機会、及び体力向上の機会とする。
- イ 授業に基づく教材プリントを家庭学習などで継続して活用し、日常生活の指導の時間などで個別指導を行う。家庭との連携をとりながら基礎学力の向上を図る。
- ウ 第1～第3学年児童を対象に、学期に1回放課後遊びの時間を設け、様々な遊びを経験し、楽しみながら心身を健全に育む支援をする。
- エ 葛飾区立西亀小小学校との交流及び共同学習（合同の授業等）を充実させ、双方の児童にとって視野を広げ相互理解を深める機会となるようにする。
- オ 葛飾区立図書館等と連携して、専門的な立場からの児童への読み聞かせ活動等を積極的に行うとともに、団体貸し出しを活用し、児童の読書に対する興味・関心を育む。ボランティアグループ「にじ」による絵本の読み聞かせを年3回行う。
- カ 食に関する指導を、栄養士との連携により推進し、各学級の指導と関連を図りつつ充実させる。また、学校での指導内容を保護者にも知らせ、家庭と協力して望ましい食習慣の形成を図る。
- キ 小学部の「学部目標」について学部の全教員の共通認識の下、日々の教育に当たる。また、保護者へも「学部目標」と「学級目標」を知らせ、連携して児童を育てていくことができるようにする。

(2) その他の配慮事項

- ア 学校運営連絡協議会の提言や評価内容を学校全体で受け止め、教育目標を達成するための資料として、次年度の教育課程の改善に活かしていく。
- イ 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を作成し、進級・進学時の引継ぎツールとして有効に活用するとともに、必要に応じて、関係諸機関との連携のための支援会議等を行い支援の充実に努める。
- ウ 関係諸機関と連携し、地域の小学校等に在籍する聴覚障害児やその保護者に対して教育相談を行ったり、通級による指導を行ったりして、教員の専門性や施設・設備を生かした聴覚障害児教育のセンター的機能を果たす。
- エ 開かれた学校づくりを踏まえ、学校公開を実施し、地域における聴覚障害教育の理解と啓発に努める。
- オ 保護者対象の授業参観日と保護者会、個別面談等を各学期に1回ずつ実施する。また、保護者講座を年3回程度実施する。更に、年間指導計画を配布することにより、保護者との連携を密にする。
- カ 休日等の行事を通し、保護者の学校教育への理解や啓発を図る。
- キ 副籍制度については、保護者の意向を尊重し、各区の教育委員会や地域指定校と十分な連携をとりながら、その充実（直接交流の充実）に努める。
- ク 交流校との授業交流等を通し、教員相互の研修を進める。
- ケ 児童が様々な人と関わりながら学習したり体験活動をしたりする場として、土曜日に実施する文泉こどもクラブ（放課後子供教室）の活用を図る。
- コ 「東京都教育の日」の趣旨を反映し、葛飾祭を通じて地域に対して学校の教育活動を発表する。
- サ 児童の人権意識を高めるために「くん」「さん」運動を徹底する。また、年3回（4月、7月、12月）、教員向けの体罰防止研修を実施する。いじめ防止・体罰の根絶をめざし人権教育の充実を進める。
- シ 教員に課せられている「安全配慮義務」について全教員へ周知を図り、学校事故（負傷事故や行方不明等）の防止を徹底する。
- ス 人権課題「北朝鮮による拉致問題」について、DVD等を活用した教員研修を行うとともに、児童の実態に応じてアニメ『めぐみ』等を活用した指導を行う。
- セ 不登校・長期欠席等の児童については、保護者との連携を通して、児童の実態を把握し、「児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な対応に向けて～」等を活用しながら、関係機関等と連携して指導を行う。
- ソ 学習指導要領のねらいを実現するため、基礎的・基本的な内容を確実に定着させ、思考力・判断力・表現力を育成する創意ある授業について、学年を越えて参観し、研究協議を深めることによって、教員の授業力向上を図り、もって生徒の学力向上を図る。

<3> 中学部

【中学部の教育目標】

- ・ 自分を見つめ、人を大切にする人
- ・ 自分からすすんで、社会と関わり合う人
- ・ よく学び、深く考え、目標に向かって行動する人
- ・ お互いの気持ちを伝え合い、分かり合う人

【中学部 準ずる教育課程】

- 1 学校の教育目標を達成するための基本方針
 - ア 互いの人格を尊重した良好な人間関係を築くため、教育活動を通して、人権教育を図り、人権教育の全体計画及び年間指導計画に基づいて、中学生の発達段階に応じた指導を行う。
 - イ 正しい障害認識をもてるように自立活動などの指導の充実を図り、生徒のもつ可能性を最大限に伸長する。生涯学習に発展する力を培いながら、生徒の生きる力を育成する。
 - ウ 生徒の実態を的確に把握した個別指導計画を作成し、一人一人の能力の伸長を図る。保護者のニーズを把握し、個々の障害の実態や特性に応じたきめ細やかな指導を行う。学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を活用し、一人一人の生徒にきめ細やかな支援が実現できるようにする。
 - エ 進路指導、キャリア教育の全体計画を基に、就労に対する意識付け及び就業体験を生徒の発達段階を踏まえて位置付ける。
 - オ 校内研究や研修を通して授業改善を推進し、指導と評価の一体化、個に応じた指導の展開などにより、確かな学力を習得させるとともに、それらを活用して課題を解決するための探究活動の充実を図る。
 - カ 全国学力・学習状況調査、児童・生徒の学力向上を図るための調査や各種データに基づき、教育課程を編成・実施・評価して改善を図る PDCA サイクルを確立するカリキュラムマネジメントを推進する。
 - キ 生徒一人一人の障害の状況及び教育的ニーズを把握し、補聴器や人工内耳などの活用や、手話、指文字などを活用し、円滑なコミュニケーションをとれる指導を充実できるようにする。また、赤外線集団補聴システムや音声認識システムを有効に活用して学習効果をあげる。
 - ク ICT機器や指導者用デジタル教科書を活用し、視覚的に分かりやすい授業を行う。また、避難訓練や火災や地震などの緊急時には見える校内放送を活用し、確実な情報伝達を行う。
 - ケ 新型コロナウイルス感染症対策の一環として、生徒が登校できなくなった場合の「学びの保障」のための取り組み方針について地域や家庭に対して丁寧に説明を行い、オンライン学習ができるよう校内の環境整備を行う。
 - コ 近隣の中学校との交流及び共同学習を通して、体験活動を豊かにし、相互理解を高める教育を推進する。
 - サ 特別支援教育のセンター的機能を発揮し、東京都東部地域の聴覚に障害のある生徒の教育的ニーズに応えられるよう、各種教育相談、通級による指導を行う。必要に応じて支援会議を活用し、支援の一層の充実を図る。また、医療機関、福祉機関、企業等の関係諸機関とも連携を進め、聴覚に障害のある生徒の支援を進める。
 - シ 心と体の健康づくりを通して、食育の推進、健康増進や体力向上を図り、生徒の健全育成に努める。
 - ス 生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価し改善を行うことにより、教育課程を中心に据えた教育活動の質の向上を図る。

2 指導の重点

(1) 各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動の指導の重点

- ア 各教科
 - ・新学習指導要領に基づき、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善を通して、資質・能力の三つの柱（知識及び技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力・人間性等）を育む。
 - ・三観点（知識・技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度）による学習評価を行う。
 - ・学力調査などの結果を踏まえた授業改善推進プランに基づく、学力向上を図るための具体的な方策を講じ、確かな学力の定着を図る。
 - ・学習指導要領に基づいて、教育課程及び各教科の時間割を編成する。本校中学部の生徒の実態を考慮し、生徒にとって必要な言語力・学力を付けることをねらい、特色ある教育課程の編成を行う。
 - ・教科書の活用を図り、障害への配慮や指導上の工夫をした教育活動を実施するとともに、単元ごとの観点別評価規準を作成し適切な評価を通して、授業の改善を図る。
 - ・聴覚活用の充実と一人一人の特性に応じたコミュニケーション方法を身に付けさせ、言語力を高め、読む力・書く力・理解する力を深め、思考力・判断力・表現力の向上を図る。
 - ・年間指導計画に基づき、週ごとの指導計画を立て、教科指導の充実を図る。
 - ・個別指導計画を作成し、各種検定の結果を加味し、客観的に生徒の実態を把握した上で生徒一人一人のできることに着目した実態把握を行う。
 - ・個別指導計画に基づく指導及び評価を充実させることで、個に応じた指導を推進する。
 - ・発達段階に応じた身に付けるべき学習事項を踏まえた基礎的な学力の向上や基礎的な力の定着を図る。必要に応じて下学年の内容に立ち返り一人一人の能力に応じた指導をする。また、家庭での学習習慣が身に付くよう、指導の工夫を行う。
 - ・学習内容の意味や価値を自覚しながら粘り強く取り組み、学習内容を振り返り、その成果を実感したり成長を自覚したりできるようにする。
 - ・生徒が学ぶことに興味関心をもち、主体的・対話的活動を通して新たな考え方に気付き、自己の考えを深められるようにする。
 - ・各授業場面において、言語活動の充実と重点を置き、生徒の言語能力の向上を図る。また、自立活動や他教科と密接に関連させ、基礎となる言語の習得や言語概念の形成を図る。
 - ・伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項の指導の充実を図る。
 - ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた学習を、学校の特色及び学校経営計画に基づき、全体計画・年間指導計画を作成し、年間3.5単位時間程度実施する。また、体育的活動・芸術的活動の充実を図り生徒の興味・関心を喚起する学習活動を組織的・計画的に工夫する。
 - ・東京2020大会以降も継続して取り組む「学校2020レガシー」の構築に向けて、障害を理解し、表現できる力を身に付け、誰もが暮らしやすい共生社会を構成する一員としての資質・能力を各教科・行事等で育成する。
 - ・体力テストを実施することで、生徒の体力・運動能力を的確に把握し、生徒の体力向上を目指した体育指導の改善・充実に取り組む。

- ・性教育の指導については、人間尊重・男女平等の精神に基づき、思春期にあたる中学生の自己の性の認識を確かにする。保健体育において保健の年間の授業時数を明確にして指導する。
- ・がんに対して正しく理解をし、健康と命の大切さを主体的に考えられるようにする。
- ・生命の尊さと健康の大切さを主体的に考えられるようにし、かけがいのない生命を大切に生きて生きようとする心情を育てる。
- ・社会科を中心に、国民主権や民主政治の意味などを指導し、選挙参加にも触れることを通して、段階を踏みながら主権者教育を積み重ねていく。
- ・生徒が将来社会で自立していくために、消費者として必要な基礎的な知識を身に付け、その知識を活かして判断し、選択する能力を育成する。
- ・英語科では、外国人英語等教育補助員の活用を積極的に進め、外国語教育及び国際理解教育の充実を図る。また、年に3回(学期に1回)スペリングコンテストを実施し、英単語の語彙拡充を図る。
- ・環境教育に関する教育内容の充実を図り、各教科において環境やエネルギーに関する学習や環境問題の改善に寄与する取り組みの学習を行う。

イ 道徳科

- ・道徳教育の全体計画を作成・活用し、各教科、総合的な学習の時間、特別活動、また、生徒指導や人権教育等との関連を図るとともに、生徒の豊かな心を育てる体験活動や実践活動をより一層充実させる。
- ・一貫性のある道徳教育を推進するために、校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心に、道徳教育の重点目標を明確にして指導していく。
- ・教員と生徒の信頼関係及び生徒相互の人間関係を深め、規律ある態度、基本的な生活習慣などの指導内容が日常生活において繰り返し指導し、定着を図る。
- ・道徳科の授業を道徳授業地区公開講座で積極的に公開するほか、保護者や地域の人々の参加や協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図る。

ウ 総合的な学習の時間

- ・探究的・問題解決的学習を通して、自己の在り方生きた方や、進路について考えるとともに、望ましい職業観、勤労観を養う。
- ・自己を表現する発表活動を企画し、自らの考えを発表したり、他人の意見を尊重したりする態度の育成を図る。
- ・日本の伝統・文化についての調べ学習や体験する活動を通して、礼儀作法やおもてなしの心などを身に付ける機会を設ける。
- ・小グループをつくり、リーダーを中心に生徒が主体的に活動できるようにする。また、小グループ内で助け合い協力し合う活動を通して、豊かな人間関係を築く。
- ・社会に貢献する活動を行うことを通して、道徳性や社会性を高め、達成感や自己肯定感を育む。

エ 特別活動

- ・学級活動では、集団としての結び付きの大切さを感じさせ、自主的・実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。
- ・生徒会活動では、委員会活動(学年の枠を超えた班編成)や生徒会行事を中心に、生徒が主体的に学校に貢献する活動を通して達成感・成就感を高める指導を工夫し、学校生活全体の充実向上を図る。
- ・儀式的な学校行事や全校集会を通して、他学部との触れ合いを重視し、一貫教育の中での集団帰属意識を深める。
- ・部活動などの放課後活動を活用して、生徒が生涯を通じてスポーツに親しめるようにしていく。
- ・校外学習においては、生徒の実態や特性を踏まえて、その目的を理解し、発達の・段階的な活動の充実を図る。また班での自由行動を計画・実施をしていく中で、各々の計画性や主体性、他者を思いやる気持ちを育成する。

【第1学年 校外学習】

- ・1回目の校外学習では、集団活動を通して相互理解をし、学年間交流を深められるようにする。
- ・2回目の校外学習では、都内の観光スポットや歴史について調べ、調べたことを実際に見学し、さらに人に伝えられるようにする。

【第2学年 校外学習】

- ・博物館見学と自然体験を通し、豊かな自然に触れることによって豊かな感性を育む活動を行う。
- ・集団活動を通して、社会的マナーやルールを学べるようにする。

【第3学年 日帰り修学旅行】

- ・歴史的な建造物や寺院等についての調べ学習を行うとともに、実際に現地での見学を通して、日本の歴史や伝統的な文化に触れたり、体験したりする機会を設け、より一層の理解を図れるようにする。
- ・他者と「報告・連絡・相談」を重ね準備を進めて、対人関係上必要な社会性と協調性を身に付けられるようにする。

オ 自立活動

- ・学級担任が中心となって自立活動担当者と連携し全体計画を立て、個別指導計画に基づいた指導を特設の自立活動の時間だけでなく、教育活動全般において系統的に行う。
- ・個別指導計画は、客観的な検査結果や新学習指導要領に示された実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れ図の考え方を参考に作成し、計画に基づいて系統的な指導の充実を努める。
- ・生徒の実態に合わせた多様なコミュニケーション手段を活用しながら、他者と積極的にかかわろうとする態度や意思伝達能力を育成する。
- ・聴覚障害について肯定的に認識し、自立に向けて様々な情報を主体的に収集したり、活用したりする態度や育成を図る。
- ・ロールモデルとなる同じ聴覚障害の先輩から学ぶ場として、講演会を実施する。

(2) 生活指導の重点

- ア 生活指導担当者を中心に全教員が共通理解・認識のもとに組織的に指導にあたる。
- イ 学び方やものの考え方を身に付け、偏見や差別を無くし、人権に関する意識の向上を図る。

- ウ 新型コロナウイルス感染症への不安から生じる偏見・差別が生じないよう、「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識の解消を図る指導資料（児童・生徒用）」などを活用し、生徒が正しく理解し、対処するための学習を定期的実施する。
- エ 週初めに実施する生徒朝会を計画的に実施する。その中で月に1回、校長または副校長の講話を取り入れる。
- オ 服装などの身だしなみや礼儀、場にあった行動など、教育活動全体の中で基本的な行動様式やルールを身に付けられるよう指導する。カ家庭と地域と連携し、基本的生活習慣や社会的規範の育成に努める。
- キ 地域の健全育成ネットワーク等を積極的に活用し、生徒の非行防止、犯罪防止等に向けた生活指導等の推進を図る。
- ク 登下校時の安全指導を徹底するとともに、生徒においては、自分や周りの状況を考えて行動、自他の安全についての理解を深めるようにする。
- ケ 「位置検索（GPS）機能を活用した安全・安心な登下校に向けて」などを参考に、生徒の実態に応じて行方不明の防止に努める。
- コ 交通安全教育や生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者の参加のもとに、家庭・学校の連携による非行防止・犯罪防止・犯罪被害防止教育を推進する。
- サ セーフティ教室を開き、危機管理に関する情報を得るとともに、洞察力・判断力を身に付けられるよう指導する。
- シ 校内危機管理体制を強化するとともに、災害時を想定した避難訓練を実施する。その際、緊急地震速報を活用する。
- ス 生徒が、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐため、SNS東京ルールを活用した指導を行う。
- セ 教員の指導のもと、生徒同士が話し合っって策定したSNS学校ルール（中学部版）を周知し、SNS利用におけるモラルとマナーが身に付くように指導するとともに、生徒が主体的にパソコン、携帯電話、スマートフォン等の情報機器を適切に利用する力を育てる。

(3) 進路指導の重点

- ア 自ら障害と向き合い、「自立と社会参加」に向けて、勤労意欲と実践的な能力や態度を身に付けられるようにする。
- イ 進路指導部と各学年・学級担任との連携を図り進路指導計画を作成し、生徒が自分の長所や障害を正しく認識し将来の見通しをもたせるようにする。
- ウ 主体的に自らの進路を選択する能力を育成するために、高等部生徒や卒業生、成人聴覚障害者の体験などを聞く機会を設け、自分の将来について考えられるようにする。
- エ 家庭との連携を図り、一人一人の適性・能力・興味・関心を明らかにできるように進路指導を行う。
- オ キャリア教育の一環として就業体験（職場体験第2学年時、3学期中の3日間）を実施する。
- カ 学校生活支援シート（個別的教育支援計画）を活用し、進学先への引継ぎの充実を図る。
- キ 外部の講師に検査とWISCの講演を依頼し、WISCに対する教員の理解を深める。
- ク 教員向け報告会と保護者向け報告会を実施して、生徒の進路指導に役立てる。
- ケ 都内の高等部を有するろう学校などの特色や将来希望する職業などについて調べる取り組みを行い、進路に対する意識を高める。

3 特色ある教育活動

(1) 特色ある教育活動

- ア 生徒の興味・関心を引き出し、学ぶ楽しさから達成感・成就感につなげ、学力が定着するよう、習熟度別の学習グループの形態をとり入れ、生徒一人一人の学習状況を的確に把握しながら指導し、確かな学力を身に付けられるようにする。
- イ 教科学習にあたっては、個別指導及び集団指導での視覚教材の活用や一人一台のタブレット端末等のICT機器を活用した指導及び情報提供により、視覚的に分かりやすい導入や展開を工夫し、生徒の学習の意欲を高める。
- ウ 決定学級の指導の時間に朝学習に取り組む時間（国語・数学・英語等を中心に）を設定し、学習の習慣・態度を養い、基礎・基本の学習の定着を図る。
- エ 教員によるブックトークを実施し、様々な本を紹介することで、生徒に読書への関心や意欲を育てる。
- オ 家庭学習ノートを活用し、家庭での自主的・継続的な学習習慣作りを目指す。そのために、学校と家庭が連携・協力して家庭学習習慣の確立を図る。
- カ 漢字検定や英語検定、数学検定等の受験機会を年に2～3回設定することにより、生徒が継続的な学習意欲と目標をもてるようにする。
- ク 生徒の個別指導計画や学校生活支援シート（個別的教育支援計画）等を活用して、保護者や関係機関との連携を図り、必要に応じて支援会議を開き、生徒指導についての共通理解を深める。
- ケ 自分の将来について夢や希望をもち、自己を見つめる力を養うために、職場見学等を通して、学ぶこと、働くことの意味を理解できるようにする。
- コ 自立活動の時間は、学年やクラスごとで取り組み、学級担任を中心にティームティーチング形態をとる。また、全体指導計画・個別指導計画に基づいて担任間での連携を図りながら指導する。
- サ 社会貢献活動の一環として介護老人福祉施設を訪問し、交流を深めながら貢献する活動を行う。
- シ 地域の交流校と「交流及び共同学習」を通じて、生徒の自立と社会参加を促進するとともに、社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶことを目的に交流活動を実施する。
- ス 外国人英語等教育補助員との交流などを通し国際理解を推進し、広い視野をもった生徒の育成にあたる。
- セ 食育の視点から望ましい栄養や食事の摂り方を理解し、自己管理していく力を身に付けられるようにする。

- (2) その他の配慮事項
- ア 夏季休業中に学習室開放の時間を設定し、一層の学力の定着と進んで計画的に学習する意欲と態度を養う。
- イ 学校生活支援シート（個別的教育支援計画）に基づき、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う。
- ウ ICT機器を効果的に活用するとともに、インターネット等を利用する際の情報モラルを身に付けさせる。
- エ 学校運営連絡協議会で提示された提言や評価内容を学校全体で受け止め、教育目標を達成するための資料とし、次年度の教育課程の改善に活かしていく。
- オ 聴覚障害のある生徒やその保護者に対して通級による指導希望者を受け入れ、教育相談を行うなど、教員の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育センター校としての役割を果たすよう努める。
- カ 教育活動全般にあたり、小学部・高等部との学部間連携を密にし、よりよい教育効果を上げるようにする。
- キ 外部講師を招聘する研修会及び外部機関の研修会に参加し、聴覚障害教育の専門性や教科等の専門性の向上に努める。
- ク 学習指導要領のねらいを実現するため、基礎的・基本的な内容を確実に定着させ、思考力・判断力・表現力を育成する創意ある授業について、学年を越えて参観し、研究協議を深めることによって、教員の授業力向上を図り、もって生徒の学力向上を図る。
- ケ 年間指導計画、個別指導計画を保護者に配布し、共通理解を図りながら指導を進めていく。
- コ 開かれた学校づくりを踏まえ、学校公開を実施し、地域における聴覚障害教育の理解と啓発に努める。
- サ 葛飾祭を通じて、保護者や地域の方々に学校の取組を広め、「東京都教育の日」の趣旨を反映する。
- シ 地域におけるセンター的機能を十分に果たせるように地域の学校等との連携を図る。
- ス 副籍制度については、「副籍ガイドブック」に基づき、保護者の意向を尊重し、各区の教育委員会や地域指定校と十分な連携をとりながら、その充実に努める。
- セ 生徒の人権意識を高めるために、「くん」「さん」運動を徹底する。また、年3回（4月、7月、12月）、教員向けの体罰防止研修を実施する。いじめ防止・体罰の根絶をめざし人権教育の充実に努める。
- ソ 不登校・長期欠席等の生徒については、保護者との連携を通して、児童の実態を把握し、「児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な対応に向けて～」等を活用しながら、関係機関等と連携して指導を行う。
- タ 人権課題「北朝鮮による拉致問題」について、DVD等を活用した教員研修を行うとともに、アニメ『めぐみ』等を活用した指導を行う。
- チ 自殺予防を図るために、生徒が自己肯定感をもてるように支援するとともに、将来起きるかもしれない危機的状況に対応できるように「SOSの出し方」について指導し、援助希求行動がとれるようにする。
- ツ 安全教育の全体計画及び年間指導計画に基づき、健康や安全に注意する態度を育てる。また、「安全教育プログラム」「防災対応指針」「ヘルプカード」を活用する。
- テ 避難訓練については、「学校危機管理マニュアル」「安全教育プログラム」「防災ノート～災害と安全～」に基づいた指導を計画的に実施したり、防災について有識者の話を聞いたりして、生徒の防災意識を高める。
- ト 教員に課せられている「安全配慮義務」について全教員へ周知を図り、学校事故（負傷事故や行方不明等）の防止を徹底する。
- ナ オリピック・パラリンピック教育の学習効果を高めるために、東京都教育委員会発行のオリピック・パラリンピック学習読本や映像教材、関連する書籍や資料、人材、体験活動、ウェブサイトなどを活用して指導する。

【中学部 知的障害を併せ有する生徒の教育課程】

中学部重度・重複学級の教育目標

- ・ 基本的な生活習慣を確立と基礎体力の向上を図る。
- ・ 基本的なルールやマナーが身に付くようにする。
- ・ 友達や教員との関わりの中で、相手の話を聞く力・自分の思いを伝える力を育てる。
- ・ 自分からすすんで活動できる力を育てる。
- ・ 各教科の学習を通して興味・関心を広げ、日常生活や社会生活に必要な学力を付ける。
- ・ 作業学習等を通して、働く意欲を育み、就労に必要な基礎的能力や態度を育てる。

1 学校の教育目標を達成するための基本方針

- ア 互いの人格を尊重した良好な人間関係を築くため、教育活動を通して、人権教育を図り、人権教育の全体計画及び年間指導計画に基づいて、中学生の発達段階に応じた指導を行う。
- イ 正しい障害認識をもてるように自立活動などの指導の充実に努め、生徒のもつ可能性を最大限に伸ばす。生涯学習に発展する力を培いながら、生徒の生きる力を育成する。
- ウ 生徒の実態を的確に把握した個別指導計画を作成し、一人一人の能力の伸長を図る。保護者のニーズを把握し、個々の障害の実態や特性に応じたきめ細かな指導を行う。学校生活支援シート（個別的教育支援計画）を活用し、一人一人の生徒にきめ細やかな支援が実現できるようにする。
- エ 進路指導、キャリア教育の全体計画を基に、就労に対する意識付け及び就業体験を生徒の発達段階を踏まえて位置付ける。
- オ 校内研究や研修を通して授業改善を推進し、指導と評価の一体化、個に応じた指導の展開などにより、確かな学力を習得させるとともに、それらを活用して課題を解決するための探究活動の充実に努める。
- カ 面接法や行動観察法、検査法などの実態把握や各種データに基づき教育課程を編成・実施・評価して改善を図るPDCAサイクルを確立するカリキュラムマネジメントを推進する。
- キ 生徒一人一人の障害の状況及び教育的ニーズを把握し、補聴器や人工内耳などの活用や、手話、指文字などを活用し、円滑なコミュニケーションをとれる指導を充実できるようにする。また、赤外線集音補聴システムや音声認識システムを有効に活用して学習効果をあげる。
- ク ICT機器や指導者用デジタル教科書を活用し、視覚的に分かりやすい授業を行う。また、避難訓練や火災や地震などの緊急時には見える校内放送を活用し、確実な情報伝達を行う。
- ケ 新型コロナウイルス感染症対策の一環として、生徒が登校できなくなった場合の「学びの保障」のための取り組み方針について地域や家庭に対して丁寧に説明を行い、オンライン学習ができるよう校内の環境整備を行う。

- コ 近隣の中・学校との交流及び共同学習を通して、体験活動を豊かにし、相互理解を高める教育を推進する。
- サ 特別支援教育のセンター的機能を発揮し、東京都東部地域の聴覚に障害のある生徒の教育的ニーズに応えられるよう、各種教育相談、通級による指導を行う。必要に応じて支援会議を活用し、支援の一層の充実を図る。また、医療機関、福祉機関、企業等の関係諸機関とも連携を進め、聴覚に障害のある生徒の支援を進める。
- シ 心と体の健康づくりを通して、食育の推進、健康増進や体力向上を図り、生徒の健全育成に努める。
- ス 生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価し改善を行うことにより、教育課程を中心に据えた教育活動の質の向上を図る。

2 指導の重点

(1) 各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導の指導重点

- ア 各教科
 - ・新学習指導要領に基づき、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善を通して、資質・能力の三つの柱（知識及び技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力・人間性等）を育む。
 - ・三観点（知識・技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度）による学習評価を行う。
 - ・生徒の興味・関心を引き出し、学ぶ楽しさから、分かる喜びにつなげ、基礎学力・生活力を身に付ける。
 - ・知的障害特別支援学校の各教科及び各教科等を合わせた指導（国語、数学、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習）を行い、学習活動に生活的なねらいをもたせ、生徒の実態や生活に即した活動を段階的に指導し、生徒の意欲や主体性を育てる。
 - ・卒業までを見通した年間指導計画に基づき、授業時数を十分に確保し、週ごとの指導計画をたて、生徒の基礎的・基本的な学力の習得を目指し、指導の充実を図る。
 - ・発達診断等の結果を分析し、興味・関心、学習上又は生活上の困難及び一人一人のできることに着目した客観的な実態把握を行い、これを基に、個別指導計画や学校生活支援シート（個別的教育支援計画）を作成する。
 - ・個別指導計画に基づく指導及び評価を充実させることで、個に応じた指導を推進する。
 - ・各単元の初めに生徒が自分で目標を立てたり、学習後に活動を振り返ったりする機会を設定する。
 - ・自分と他者のワークシートなどを見比べることで、他者との考え方の違いに気付けるようにする。
 - ・国語では、日常生活に必要な国語についての理解を深め、伝え合う力を高める。
 - ・手話と口話を基本的なコミュニケーション手段として生活言語の力を十分に伸ばしつつ、手話と日本語とのマッチングを図り、学習言語としての日本語の読み書きの力を高め、基本的な文法指導を行う。
 - ・数学では、日常生活に必要な数量や図形などに関する初歩的な事柄についての理解を深める。
 - ・音楽では、表現及び鑑賞の能力を培い、音楽についての興味や関心を深める。
 - ・生徒に生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、豊かな情操を養うための芸術教育の充実を図る。
 - ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、学校の特色及び学校経営計画に基づき、全体計画・年間指導計画を作成し、年間35単位時間程度実施する。また、体育的活動・芸術的活動の充実を図り生徒の興味・関心を喚起する学習活動を組織的・計画的に工夫する。
 - ・東京2020大会以降も継続して取り組む「学校2020レガシー」の構築に向けて、障害を理解し、表現できる力を身に付け、誰もが暮らしやすい共生社会を構成する一員としての資質・能力を各教科・行事等で育成する。
 - ・体力テストを実施することで、生徒の体力・運動能力を的確に把握し、生徒の体力向上を目指した体育指導の改善・充実に取り組む。
 - ・性教育の指導については、人間尊重・男女平等の精神に基づき、思春期にあたる中学生の自己の性の認識を確かにする。
 - ・がんに対して正しく理解をし、健康と命の大切さを主体的に考えられるようにする。
 - ・生命の尊さと健康の大切さを主体的に考えられるようにし、かけがいのない生命を大切に生きようとする心情を育てる。
 - ・環境教育に関する教育内容の充実を図り、家庭、生活単元学習などにおいて、環境やエネルギーに関する学習や環境問題の改善に寄与する取り組みの学習を積極的に行う。
- イ 道徳科
 - ・各教科等を合わせた指導として行う。
 - ・一貫性のある道徳教育を推進するために、校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心に、道徳教育の重点目標を明確にして指導していく。
 - ・生命の尊さを理解し、自分を大切にし、人を思いやり支え合えるなどの心を育てる内容を重視し、望ましい人間関係の確立を図り、人権感覚を養う。
 - ・自発的に挨拶したり、自らの思いを伝えたりするなど、円滑なコミュニケーション能力を育む。
 - ・社会貢献の活動を通して人権尊重の精神をより一層高めるための指導を進める。
- ウ 総合的な学習の時間
 - ・探究的・問題解決の学習を通して、自己の将来や進路について考えるとともに、望ましい職業観、勤労観を養う。
 - ・自己を表現する発表活動を企画し、自らの考えを発表したり、他人の意見を尊重したりする態度の育成を図る。
 - ・日本の伝統・文化についての調べ学習や体験する活動を通して、礼儀作法やおもてなしの心などを身に付ける機会を設ける。
 - ・小グループをつくり、リーダーを中心に生徒が主体的に活動できるようにする。また、小グループ内で助け合い協力し合う活動を通して、豊かな人間関係を築く。
 - ・社会に貢献する活動を行うことを通して、道徳性や社会性を高め、達成感や自己肯定感を育む。
 - ・自己の在り方、生き方を考え、主体的に進路を選択できる能力や態度を育てる。

- ・校外学習やの事前学習では、各グループ毎に行き先や当日の時程を計画し、グループ全体の目標と個人目標を設定し、見通しをもった行動が取れるように指導する。
- ・校外学習の事後指導では、現地での様子をカメラで撮影した写真を使い、思い出を壁新聞にしてまとめ、学習内容の振り返りを図る。

エ 特別活動

- ・学級活動では、集団としての結び付きの大切さを感じさせ、自主的・実践的な態度を育てるとともに、人としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。
- ・生徒会活動では、委員会活動（学年の枠を超えた班編成）や生徒会行事を中心に、生徒が主体的に学校に貢献する活動を通して、達成感・成就感を高める指導を工夫し、学校生活全体の充実向上を図る。
- ・主権者教育を充実させるため、生徒会役員選挙は準ずる教育課程と合同で実施する。実施の際は、選挙の意義や投票についての指導を行う。
- ・儀式的な学校行事や全校集会を通して、他学部との触れ合いを重視し、一貫教育の中での集団帰属意識を深める。
- ・一人一人の良さや可能性を伸ばすよう実践及び実践に至るまでの過程を評価し指導に生かす。
- ・日常の係活動等を通して、自分の役割を遂行する態度を養う。
- ・普通学級とともに活動する機会を増やし、集団への所属感や連帯感を深められるようにする。
- ・部活動などの放課後活動を活用して、生徒が生涯を通じてスポーツに親しめるようにしていく。
- ・校外行事においては、生徒の実態や特性を踏まえて、その目的を理解し、発達の・段階的な活動の充実を図る。
- ・校外学習においては、現地学習を通して、これまでの学習を実証し、さらに今後の学習の発展的な動機付けとするために、教育的配慮のもとに、安全かつ快適で、印象的な行事となるよう配慮する。

【第1学年 校外学習】

- ・1回目の校外学習では仲間作りの活動を中心として、1日の生活を共にすることを通して、お互いを理解し合い、親睦を深める。
- ・2回目の校外学習では都内の観光スポットや歴史について調べ、調べたことを実際に見学し、学習を深める。

【第2学年 校外学習】

- ・博物館見学と自然体験を通し、豊かな自然に触れることによって豊かな感性を育む活動を行う。
- ・公共の施設や交通機関を利用するときのマナーを身に付けられるようにする。

【第3学年 日帰り修学旅行】

- ・歴史的な建造物や寺院等についての調べ学習を行うとともに、実際に現地での見学を通して、日本の歴史や伝統的な文化に触れたり、体験したりする機会を設け、学習したことを深める。
- ・小グループの活動計画に基づき、一人一人が各自の役割分担を実行できるようにする。

オ 自立活動

- ・日常的に言語指導、聴覚活用を行い、言葉への関心を高める。
- ・情緒の安定を図り、対人関係を円滑に築けるようにする。
- ・一人一人のニーズに即応した目標と内容を設定し、教育活動全体を通して適切な指導を行う。
- ・一人一人に応じたコミュニケーション手段を活用できるようにし、豊かにコミュニケーションする力を育成する。
- ・一人通学の練習を重ね、自立した学校生活ができる力を育成する。
- ・学級担任が中心となって自立活動担当者と連携し、全体指導・個別指導を合わせた指導を行い、生徒が聴覚活用を図り、主体的にもてる力を可能な限り発揮できるように促す。
- ・自立活動担当者を中心に、学級担任が口話や手話による言語指導およびコミュニケーションの伸長・文章表現力の向上に重点をおき、学習指導要領に則った全体計画を立てるとともに、個別指導計画を作成する。その計画をもとに、豊かに表現する力を身に付け、互いの意思伝達能力を高める。
- ・学級担任が中心となって自立活動担当者と連携し全体計画を立て、個別指導計画に基づいた指導を特設の自立活動の時間だけでなく、教育活動全般において系統的に行う。
- ・個別指導計画は、客観的な検査結果や新学習指導要領に示された実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れ図の考え方を参考に作成し、計画に基づいて系統的な指導の充実に努める。
- ・生徒の実態に合わせた多様なコミュニケーション手段を活用しながら、他者と積極的にかかわろうとする態度や意思伝達能力を育成する。
- ・家庭や入所施設、関係機関と密接に連携しながら、情緒の安定を図り、基本的な言語力や作業能力を育成する。

カ 各教科等を合わせた指導

- ・小学部から高等部までの一貫性のある指導ができるよう、教科部会等を通じて情報交換を行い、共通理解を図りながら指導を進める。また、各教科等の目標及び内容に照らした学習評価を行う。

○日常生活の指導

- ・日常生活の指導は、生徒の日常生活が充実し、高まるように、身近自立に必要な諸活動について、個々の実態に応じて計画的に指導する。
- ・社会生活に必要な知識や技能を身に付けるとともに、食事・着脱等の基本的な生活習慣の向上を図る。
- ・自閉的傾向のある生徒の実態に応じて、教室のコーナー化を図り、教室環境を構造化し、生徒にとってわかりやすい環境づくりを行う。
- ・学級での朝のホームルームや帰りのホームルーム、学習グループでの朝の会の活動を通して、情緒の安定と、言語の拡充を図る。

○生活単元学習

- ・生活単元学習は、生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加に必要な生活に役立つ事柄を学習する。
- ・生徒の実態に即した内容を単元化し、継続した活動に取り組むことで、経験の拡大や自発性を促す。

- ・行事に向けた事前・事後指導を中心に学級の実態に合わせて指導を行う。ロールプレイを取り入れながら実際の場面に即して指導を行う。
- ・生活に関連した内容を取り上げ、生徒の主体性や意欲を育てる単元（題材）の工夫・開発に努め、単元ごとの指導計画を作成し生活単元学習の充実に努める。
- ・校外学習を行い、日頃の学習で培った生活や社会に関するルールやマナー等について体験的に学習する。
- ・日常生活に関係の深い自然の仕組みや働きなどに関する初歩的な事柄についての理解を図る。
- ・社会生活に必要な外国語に関する初歩的な事柄について、興味関心を深める。
- ・外国語・外国の手話などに触れる機会を多くつくり、学習効果を高め、外国語活動教材を有効活用し外国語などの関心を広める活動を通して、国際理解を深める。
- ・公共機関の適切な活用方法について理解を深める。
- ・買い物学習や販売活動など、実際の消費生活と関わる学習を設定する。

○作業学習

- ・作業学習は、ものづくり、清掃、オフィスワーク等の作業活動を中心としながら、生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習する。
- ・作業学習では、働くために必要な知識、技能、経験を積み重ねることにより前に踏み出す力、活動に向かう力、課題に向かう力、見通しを持って計画し、考え、工夫する力を育てる。
- ・週5時間のうち、3時間連続する時間確保を行い、作業では製品作りを通して、意欲や態度、技能を育て自ら活動できる力を養う。また、作業製品は、利用価値が高く、生産から消費への流れが分かりやすい縫工製品等を設定する。
- ・清掃活動の時間を設け、ビルメンテナンスの手順に従った清掃活動に取り組む。
- ・オフィスワークの学習ではパソコン入力や印刷などの事務作業を通して、作業の持続力・集中力を高める。
- ・継続性のある活動を通して、見通しをもち他の生徒と協力して取り組む力を育てる。
- ・作業工程の分析を行い、生徒個々に応じた支援方法や補助具の工夫・開発に努め、指導内容の充実に努める。また、作業室の環境整備を進める。
- ・作業学習を通して多くの経験をする中で働く楽しさを知ることができるとし、身に付けたものを高等部での作業学習に活かしていく。

(2) 生活指導の重点

- ア 生活指導担当者を中心に全教員が共通理解・認識のもとに組織的に指導にあたる。
- イ 学び方やものの考え方を身に付け、偏見や差別を無くし、人権に関する意識の向上を図る。
- ウ 新型コロナウイルス感染症への不安から生じる偏見・差別が生じないよう、「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識の解消を図る指導資料（児童・生徒用）」などを活用し、生徒が正しく理解し、対処するための学習を定期的実施する。
- エ 生活指導担当者を中心に全教員が共通理解・認識のもとに組織的に指導にあたる。
- オ 学び方やものの考え方を身に付け、偏見や差別を無くし、人権に関わる意識の向上を図る。
- カ 週初めに実施する生徒朝会を計画的に実施する。その中で月に1回、校長または副校長の講話を取り入れる。
- キ 基本的な生活習慣を育てる。服装などの身だしなみや礼儀、場にあった行動など、教育活動全体の中で基本的な行動様式やルールが身に付くよう指導する。
- ク 日常生活のきまりや約束を守る態度を養う。公共心や善悪の判断など社会生活におけるルールやマナーの理解を深め、規律正しい学校生活が送れるように保護者と連携し指導する。
- ケ 交通安全教育や生徒の健全育成の活性化及び充実に努めるとともに、地域の健全育成ネットワーク等を積極的に活用し、家庭・学校の連携による非行防止・犯罪防止・犯罪被害防止教育を推進する。
- コ セーフティ教室を開き、危機管理に関する情報を得るとともに、洞察力・判断力が身に付くよう指導する。
- サ 校内危機管理体制を強化するとともに、災害時を想定した避難訓練を実施する。その際、緊急地震速報を活用する。
- シ 家庭や入所施設、関係諸機関と協力し、地域の活動に積極的に参加できる能力・態度を養う。
- ス 登下校時の安全指導の徹底を図り一人通学を推進し、「位置検索（GPS）機能を活用した安全・安心な登下校に向けて」などを参考に、生徒の実態に応じて行方不明の防止に努める。
- セ 生徒が、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐため、SNS東京ルールを活用する。
- ソ 教員の指導のもと、生徒同士が話し合っって策定したSNS学校ルール（中学部版）を周知し、SNS利用におけるモラルとマナーが身に付くように指導するとともに、生徒が主体的にパソコン、携帯電話、スマートフォン等の情報機器を適切に利用する力を育てる。（安心・安全に関する教育）

(3) 進路指導の重点

- ア 一人一人が自分の進路に対してイメージできるように発達段階に応じて望ましい勤労観や職業観を身に付けられるようにする。
- イ 自分自身でしようとする意欲を育てる。
- ウ 一人一人の能力・適性・興味・関心・希望等を十分に配慮しキャリア教育の意義を踏まえた指導、支援に努める。
- エ キャリア教育の一環として就業体験（職場体験第2学年時3学期中に、実態に応じ3日間以内で実施）を実施する。
- オ 進学先への引継ぎ等に学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を活用する。

3 教育目標達成のための特色ある教育活動・その他の配慮事項等

(1) 特色ある教育活動

- ア 一人一人の学習状況を的確に把握し、理解の程度や興味、関心に応じた指導が進められるよう、学習形態や指導体制等の工夫・改善を図り、主体的な学習の充実に努める。

- イ 教科学習にあたっては、個別指導及び集団指導での視覚教材の活用や一人一台のタブレット端末等のICT機器を活用した指導及び情報提供により、視覚的に分かりやすい導入や展開を工夫し、生徒の学習の意欲を高める。
- ウ 日常生活の指導の時間にドリル学習（国語・数学などを中心に）を設定し、学習の習慣・態度を養い、基礎・基本の学習の定着を図る。
- エ 教員によるブックトークを実施し、様々な本を紹介することで、生徒に読書への関心や意欲を育てる。
- オ 家庭での自主的・継続的な学習習慣づくりを目指す。そのために、学校と家庭が連携・協力して家庭学習習慣の確立を図る。
- カ 一人通学ができる生徒は、部活動に参加し、心身の健康の増進と体力の向上を促進する。
- キ 生徒の個別指導計画や学校生活支援シート（個別の教育支援計画）等を活用して、保護者や関係機関との連携を図り、支援会議を開くなどして共通理解を深める。
- ク 自分の将来について夢や希望をもち、自己を見つめる力を養うために、職場見学や施設見学、他校種見学会を通して学ぶこと、働くことの意味を理解できるようにする。
- ケ 自立活動の時間は、学年やクラスごとで取り組み、学級担任を中心にチームティーチング形態をとる。また、全体指導計画・個別指導計画に基づいて担任間との連携を図りながら指導する。
- コ 絵本の読み聞かせなどの読書活動に参加し、お話や本の楽しさを味わえるようにする。

(2) その他の配慮事項

- ア 希望者を対象に夏季休業中に学習室開放の時間を設定し、学力の定着と進んで計画的に学習する意欲と態度を養う。
- イ 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）に基づき、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う。
- ウ ICT機器を効果的に活用するとともに、インターネット等を利用する際の情報モラルを身に付けさせる。
- エ 学校運営連絡協議会で提示された提言や評価内容を学校全体で受け止め、教育目標を達成するための資料とし、次年度の教育課程の改善に生かしていく。
- オ 聴覚障害のある生徒やその保護者に対して通級による指導希望者を受け入れ、教育相談を行うなど、教員の専門性や施設・設備を活かした地域における特別支援教育センター校としての役割を果たすよう努める。
- カ 教育活動全般にあたり、小学部・高等部との学部間連携を密にし、よりよい教育効果を上げる。
- キ 外部講師を招聘する研修会及び外部機関の研修会に参加し、聴覚障害教育の専門性や教科等の専門性の向上に努める。
- ク 学習指導要領のねらいを実現するため、基礎的・基本的な内容を確実に定着させ、思考力・判断力・表現力を育成する創意ある授業について、学年を越えて参観し、研究協議を深めることによって、教員の授業力向上を図り、もって生徒の学力向上を図る。
- ケ 年間指導計画、個別指導計画を保護者に配布にし、共通理解を図りながら指導を進めていく。
- コ 開かれた学校づくりを踏まえ、学校公開を実施し、地域における聴覚障害教育の理解と啓発に努める。
- サ 葛飾祭を通じて、保護者や地域の方々に学校の取組を広め、「東京都教育の日」の趣旨を反映する。
- シ 地域におけるセンター的機能を十分に果たせるように地域の学校等との連携を図る。
- ス 副籍制度については、「副籍ガイドブック」に基づき、保護者の意向を尊重し、各区の教育委員会や地域指定校と十分な連携をとりながら、その充実に努める。
- セ 生徒の人権意識を高めるために、「くん」「さん」運動を徹底する。また、年3回（4月、7月、12月）、教員向けの体罰防止研修を実施する。いじめ防止・体罰の根絶をめざし人権教育の充実に努める。
- ソ 不登校・長期欠席等の児童については、保護者との連携を通して、児童の実態を把握し、「児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な対応に向けて～」等を活用しながら、関係機関等と連携して指導を行う。
- タ 人権課題「北朝鮮による拉致問題」について、DVD等を活用した教員研修を行うとともに、アニメ『めぐみ』等を活用した指導を行う。
- チ 生徒一人一人の心の状態を適切に把握し、緊急度に応じた迅速かつきめ細かな対応策を講じることにより、自殺や事故を未然に防ぐとともに、明るく前向きに生きるよう支援する。また、「SOSの出し方」について指導し、援助希求行動がとれるようにする。
- ツ 安全教育の全体計画及び年間指導計画に基づき、健康や安全に注意する態度を育てる。また、「安全教育プログラム」「防災対応指針」「ヘルプカード」を活用した安全教育・健全教育を推進する。
- テ 避難訓練については、「学校危機管理マニュアル」、「安全教育プログラム」、「防災ノート～災害と安全～」に基づき、計画的に実施する。
- ト 教員に課せられている「安全配慮義務」について全教員へ周知を図り、学校事故（負傷事故や行方不明等）の防止を徹底する。
- ナ オリンピック・パラリンピック教育の学習効果を高めるために、東京都教育委員会発行のオリンピック・パラリンピック学習読本や映像教材、関連する書籍や資料、人材、体験活動、ウェブサイトなどを活用して指導する。

<4> 高等部

【高等部普通科の教育目標】

- ・ 豊かな情操を身に付け、互いの人権を尊重し、思いやりを大切にすることを育てる。
- ・ 社会の変化や事象を正しく理解・判断し、進んで社会に貢献できる力と規範意識を養う。
- ・ 自己実現のために、確実な基礎学力・職業に関する専門的知識と技能の向上を図る。
- ・ 生徒自らが聴覚障害を認識し、主体的で良好な人間関係を築き、社会自立を目指す。
- ・ 自律の精神や社会連帯の精神及び義務を果たし、責任を重んじる態度を養う。

【高等部 準ずる教育課程】

1 教育目標

(1) 高等部普通科の教育目標

- ・ 豊かな情操を身に付け、互いの人権を尊重し、思いやりを大切にすることを育てる。